明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六八）　一

〔告　示〕

○レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**六）　一

○平成三十年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を定める件（**文部科学**一〇七）　三

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**一〇八）　四

○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件（**同**一〇九）　四

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**二二八）　五

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**一一二二）　五

○保安林の指定をする件（**同**一一二三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一二四～一一三四）　五

〔国会事項〕

日本工業規格（経済産業省）　一〇

〔皇室事項〕

産　業　一〇

〔官庁報告〕

平成三十年三月中国際収支状況（速報）及び平成二十九年度中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔資　料〕

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他

諸事項　一〇

〔公　告〕

平成三十年三月中国際収支状況（速報）　一〇

## 省令

### ○厚生労働省令第六十八号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十三号）の施行に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則 | 附　則 |
| 1　（略） | 1　（略） |
| 2　この省令は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。 | 2　この省令は、平成三十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。 |
| 3　（略） | 3　（略） |

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告示

### ○公正取引委員会・消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第三十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全日本コーヒー公正取引協議会（会長　鈴木　修平）の申請に係るレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年五月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの製造、輸入及び販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。